

令和7年11月27日

令和7年第3回奥多摩町議会臨時会会議録

令和7年11月27日 開会

令和7年11月27日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和7年第3回奥多摩町議会臨時会 会議録

1 令和7年11月27日午前10時00分、第3回奥多摩町議会臨時会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 原島 保君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	杉山 直也君
総 務 課 長	山宮 忠仁君	住 民 課 長	岡部 優一君
子育て定住推進課長	河村 寿仁君	福 祉 保 健 課 長	須崎 洋司君
観 光 産 業 課 長	大串 清文君	自然公園施設担当課長	新島 和貴君
環 境 整 備 課 長	坂村 孝成君	環 境 担 当 主 幹	坂本 秀一君
会 計 管 理 者	岡野 敏行君	教 育 課 長	清水 俊雄君
病 院 事 務 長	岡部 勝 君		

令和7年第3回奥多摩町議会臨時会議事日程 [第1号]

令和7年11月27日(木)

午前10時00分 開会・開議

会期 令和7年11月27日～11月27日(1日間)

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	議長定例町議会開会・開議宣告	—
2	—	5番 大澤由香里 議員 会議録署名議員の指名 8番 宮野 亨 議員	
3	—	会期の決定について	決定
4	—	町長あいさつ	—
5	議案第53号	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
6	議案第54号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
7	議案第55号	奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
8	議案第56号	令和7年度奥多摩町一般会計補正予算(第3号)	原案可決
9	議案第57号	令和7年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
10	議案第58号	令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
11	議案第59号	令和7年度奥多摩町下水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
12	議案第60号	令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)	原案可決
13	—	常任委員会委員の選任	選任
14	—	議会運営委員会委員の選任	選任

(午後3時13分閉会)

令和7年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号の追加1〕

令和7年11月27日

会 期 令和7年11月27日（1日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長辞職について	許可

令和7年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号の追加2〕

令和7年11月27日

会 期 令和7年11月27日（1日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長の選挙	決定

令和7年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第1号の追加3〕

令和7年11月27日

会 期 令和7年11月27日（1日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	副議長の選挙	決定

午前 10 時 00 分開会・開議

○議長（小峰 陽一君） これより令和 7 年第 3 回奥多摩町議会臨時会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 2 会議録署名議員の指名を議題とします。

本件については、会議規則第 122 条の規定により議長において指名します。

本臨時会の会議録署名議員に、

5 番 大澤由香里議員、

8 番 宮野 亨議員、

以上 2 名を指名します。

次に、日程第 3 会期の決定についてを議題とします。

本件については本日、議会運営委員会が開かれ、本臨時会の運営について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告をお願いします。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 令和 7 年第 3 回奥多摩町議会臨時会の運営について、本日午前 9 時より議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告します。

はじめに、本臨時会の会期であります。提出された案件を審議の結果、本日 1 日限りとすることに決定しました。

次に、議案の取扱いについて申し上げます。配布してあります提出案件一覧表及び上程別・採決別一覧表をご覧ください。

はじめに、議案第 53 号から議案第 55 号までの 3 議案につきましては関連がありますので、一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

次に、議案第 56 号から議案第 60 号までの令和 7 年度の一般会計をはじめとする特別会計補正予算及び企業会計補正予算を合わせた 5 議案については一括上程とし、採決についてはそれぞれ即決と決定しております。

はじめに副町長から総括説明をいただいた後、各課長より所管の説明を求めます。説明終了後、質疑と採決を行うことと決定しております。

次に、委員会条例の規定に基づく任期満了に伴い、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任についてご協議、ご決定をいただくものであります。

なお、委員会において正副委員長の選任等の構成を行う間は、本会議は 15 分程度休憩といたします。

以上が議会運営委員会の協議結果であります。

本臨時会の運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（小峰 陽一君） 議会運営委員会委員長の報告は以上のとおりであります。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りとし、議案の上程別及び採決別についても併せて委員長の報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、本臨時会の議事日程については、お手元に配布してあります日程表のとおり進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

次に、本臨時会の開会に当たり町長より挨拶があります。師岡伸公町長。

〔町長 師岡 伸公君 登壇〕

○町長（師岡 伸公君） 本日、臨時議会を開催していただきました。9月議会も暑い中で皆様にご審議をいただきました。猛暑の夏を越えて秋が本当に短い中でまた冬を迎えなくちゃいけないという、この異常気象の中で我々は日々対応していかなくちゃいけないということをこれからは覚悟しなくてはいけないというふうに思っています。

観光客の皆様も夏と今とはまた様変わりしてしまっていて、私どもは観光客の皆様を基本的にはウェルカムという姿勢でやりますけれども、環境保全の観点からここ秩父多摩甲斐国立公園でありますので、その辺りも意識しながら、観光政策と環境政策を両立、これは誠に難しい課題でありますけれども、そこをしっかりと考えていかななくてはいけないというふうに思います。

先日、山のふるさと村の秋まつりがありまして、いろんなイベントの工夫をしてお客様に大変喜んでいただきました。そして、12月に入っても冬まつりということで企画をしておりますので、お時間があれば、またお出かけいただければありがたいというふうに思います。

ただ、その中でもクマ対策は喫緊の課題でありまして、土曜日の日に、子グマが2頭、海沢の大加地区に出たということで、猟友会ははじめ観光産業課の担当者も出て対応したところ、子グマが1頭箱に入りまして、その後、もう一頭子グマがいる、もう一頭親グマがいるということで箱を仕掛けましたら、昨日ですか、また親が入ったということで、ただまだ子どもが1頭残っておりますので、今週いっぱい罠を置いておくという状況でありま

す。

町民皆様にもいろんな方からご意見をいただいておりますけれども、議員皆様にも注意喚起を我々と一緒にしていただければ大変ありがたいというふうに思います。

それからもう一つサルであります。サルも今、川野の旧テニスコートの後に仕掛けて餌づけをしておりますけれども、やはり相当集まっている状況でございます。これがうまくいけば、本当に住民皆さんはご理解がなければ、どこにでも置けるものじゃありませんので、ここがうまくいけば氷川地区、古里地区にもしかるべき場所を見つけてやっていかなければいけないかなというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

本臨時会、例年よりも議案の上程が多くございます。皆様方のご審議をいただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） これより議案審議に入ります。

日程第5 議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第55号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 山宮 忠仁君 登壇〕

○総務課長（山宮 忠仁君） タブレット端末につきましては、議案第53号、議案第54号並びに議案第55号のファイルが対象となります。また、議案第53号から議案第55号、提案説明付属資料のファイルを載せてございます。こちらの資料も後程参照いただきたいと存じます。

それでは、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第55号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、以上3件の条例改正につきましては提案理由に関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、東京都人事委員会の勧告に基づき、一般職の職員の給料表、期末手当及び勤勉手当の支給割合等を改定するため並びに議員及び特別職の特別給の支給割合の改定を行うため、規定を整備する必要があるためでございます。

議案の説明に入ります前に、10月17日に東京都人事委員会から発出されました勧告等の概要につきましてご説明いたします。

この人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の給与について適正な水準を確保するためのものであり、都民の理解と納得を得ながら職員給与を決定する方式として定着しております。

町一般職の職員給与に関しましては、東京都の職員給与条例に基づく給料表を適用し、改定しておりますが、令和7年東京都人事委員会の給与勧告では、民間事業所の賃上げ状況等を反映し、給料表及び特別給共引き上げる内容となっており、民間従業員の給与水準を適切に職員の給与に反映する観点から早期の格差解消が求められ、勧告どおりの実施が望まれるとされております。

なお、例月給、特別給ともに4年連続の引上げ改定となります。

続きまして改定の具体的な内容についてご説明いたします。

はじめに、例月給では、本年4月時点の職員と民間従業員の給与の比較結果に加え、生計費や国家公務員に適用する人事院の勧告内容などを総合的に勘案した結果、給料表の引上げ改定を行うことで公民較差の解消を図ることが適当であると示され、平均月額で1万3,580円、率といたしましては3.24%の引上げ改定となりました。

また、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げるなど、若年層に重点を置くとともに、管理職については、職務の困難度、職責の高まりに対応するため、全体の平均改定率を上回る重点的な引上げを行う改定内容としつつ、全級全号給の引上げ改定を行うもので、本年4月1日に遡及して実施するものでございます。

次に、特別給では民間従業員に対する直近1年間の賞与の支給実績と職員に対する特別給等を比較し、民間事業者における支給割合を考慮した結果、年間支給月数を0.05月分引上げ、現在の4.85月から4.90月とすることが適当であり、当該引上げ分が期末手当及び勤勉手当で均等に配分することが適当とされるもので、この改定は、本年12月期の期末勤勉手当から実施するものでございます。

今回の改定による職員1人当たりの給与と期末勤勉手当の支給額に係る増額分の給与モデルにつきましては、20歳代の主事職で扶養なしの場合、年額で31万円、30歳代の主任職で子ども1人の扶養がある場合、年額で25万円、40歳代の係長職で配偶者と子ども2人の扶養がある場合、年額で25万1,000円、40歳から50歳代の課長補佐職で配偶者と子ども2人の扶養がある場合、年額で19万5,000円、50歳代の課長職で配偶者の扶養がある場合、年額で42万円とそれぞれ増額となりますが、初任層と管理職に重点を置き、各級においてメリハリをつけた改定内容とされております。

それでは、議案の内容についてご説明させていただきますが、議案第53号及び議案第

54号につきましては、議案第55号の一般職の給与改正条例をベースに、特別給である期末手当を改定するものでありますので、はじめに、議案第55号 奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例からご説明させていただきます。

タブレット端末の議案第55号をご覧ください。

提案理由につきましては冒頭申し上げましたとおりでございます。

条例改め文もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。恐れ入りますが、ページが飛びますが、30ページをご覧ください。新旧対照表でございます。改正部分は下線部となりますので、よろしく願いいたします。

はじめに、第18条第2項におきましては、期末手当の支給月数について「100分の125」を「100分の126.25」に改め、同条第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給月数について「同項中『100分の125』とあるのは『100分の70』」を改正後は「同項中『100分の126.5』とあるのは『100分の71.25』」に改め、一般職における期末手当の支給月数を年間では0.025月分引き上げるものです。

次に、第19条第2項におきましては、勤勉手当の支給月数について「100分の117.5」を「100分の118.75」に改め、同条第3項では、定年前再任用短時間勤務職員に対する支給月数について「同項中『100分の117.5』とあるのは『100分の57.5』」を改正後は「同項中『100分の118.75』とあるのは『100分の58.75』」に改め、一般職における勤勉手当の支給月数を年間では0.025月分引き上げるものです。

以上から一般職における特別給である期末勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引き上げ、人事委員会で勧告された年間支給月数と同様の4.90月に改めるものです。

31ページをご覧ください。附則でございます。

第1項では施行期日として、この条例は、公布の日から施行するとしており、第2項の適用区分では、この条例による改正後の奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和7年4月1日から適用するとしておりますが、別表第1及び第2につきましては、改正後の新条例に基づく給料表を指しており、その適用について本年4月1日に遡及するものとしております。

ここで新条例に基づく給料表の改定概要につきましてご説明させていただきます。恐れ入りますが、3ページをご覧いただきたいと思っております。

別表第1、（ア）行政職給料表（1）でございます。こちらの給料表で職務の等級が左側にあります1等級、これは主事職となりますが、こちらの号給で、表の下段の29号級をご覧ください。1等級の29号級となります。ここでは給料月額が24万2,000円となっ

ておりますが、改正前の給料表では 22 万 5,500 円でありましたので、今回の改定により改正後は 1 万 6,500 円、率にして 7.32%の増で、平均改定率である 3.24%を上回る引上げ幅となります。

一方で、6 ページをご覧くださいと思いますが、中段にございます 1 等級の 124 号級の給料月額 32 万 1,900 円につきましては、改正前は 31 万 7,900 円であり、引上げ幅は 4,000 円、率にして 1.26%の引上げ幅にとどまっており、人材確保の観点から初任給を大幅に引き上げる給料表の改定内容となっております。

なお 2 等級から 4 等級及びその他の給料表につきましては、(ア) 行政職給料表 (1) の改定内容を基本として改定を行うものでございますので、以後別表第 1 及び別表第 2 の説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、再度 31 ページ、最後のページでございますけれども、こちらにお戻りください。

附則の第 3 項では、期末手当に関する特例措置として、令和 7 年 12 月の支給月数につきましては、本則の規定にかかわらず、一般職は 100 分の 127.5 とし、定年前再任用短時間勤務職員は 100 分の 72.5 とすること並びに次の第 4 項では、勤勉手当に関する特例措置として令和 7 年 12 月の支給月数につきましては、本則の規定にかかわらず、一般職は 100 分の 120 とし、定年前再任用短時間勤務職員は 100 分の 60 としております。

そして、第 5 項では給与の内払いとして、この条例による改正前の条例の規定に基づいて令和 7 年 4 月 1 日からこの条例施行の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払いとみなす規定を定めるものでございます。

なお、職員給与の条例改正につきましては、職員組合の理解を得て提案させていただいておりますことを申し添えます。

続きまして、タブレット端末、議案第 53 号をご覧ください。議案第 53 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

提案理由につきましては冒頭申し上げましたとおりでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第 5 条第 2 項におきまして、期末手当の支給月数について「100 分の 180」を「100 分の 182.5」に改め、6 月期及び 12 月期の期末手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ、年間では一般職と同様に 0.05 月分引き上げる改定内容とするものです。

附則でございますが、第1項では施行期日として、この条例は、公布の日から施行するとしており、第2項では、期末手当に関する特例措置として令和7年12月の支給月数につきましては本則の規定にかかわらず100分の185とし、令和7年12月から年間支給月数を現在の3.60月から0.05月分引き上げ、3.65月に改める規定を定めるものでございます。

なお、議会の議員の期末手当の改定等につきましては、人事委員会勧告の対象とされるものではございませんが、今回、近隣自治体の改定状況などを勘案し、理事者と議長が調整を行った結果、所要の改定内容で提案させていただくものでございます。

続きまして、タブレット端末議案第54号をご覧ください。議案第54号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

提案理由につきましては、冒頭申し上げましたとおりでございます。

条例改め分もございますが、新旧対照表でご説明させていただきます。3ページをご覧ください。新旧対照表でございます。

第3条第2項におきまして、期末手当の支給月数について「100分の242.5」を「100分の245」に改め、6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げ、年間では職員と同様に0.05月分引き上げる改定内容とするものです。

附則でございますが、第1項では、施行期日としてこの条例は、公布の日から施行するとしており、第2項では、期末手当に関する特例措置として令和7年12月の支給月数につきましては本則の規定にかかわらず100分の247.5とし、令和7年12月から年間支給月数を現在の4.85月から0.05月分引き上げ、職員と同様の4.90月に改める規定内容を定めるものでございます。

特別職につきましては、一般職と同様に常勤であるため、人事委員会勧告における特別給0.05月分を引き上げる改定を実施するものでございます。

次に、恐れ入りますが、タブレット端末の議案第53号から55号、給与条例改正提案説明付属資料、こちらをご覧ください。

こちらの表につきましては各議案で説明いたしました特別給の改定内容について一覧表としてお示しするものでございます。

上段の表につきましては左から議員、特別職及び一般職の特別給について、また、下段については、会計年度任用職員の特別給について基準日及び支給月ごとの状況を示してございます。

今回の改定のポイントといたしましては、4者とも令和7年12月の支給においては年

間引上げ分である 0.05 月分を上乗せし、令和 8 年からは 6 月期及び 12 月期で 0.025 月ずつを均等に配分することとしております。

表の欄下段には①から③として表内の数値の説明を記載してございますので、お読み取りいただきたいと存じます。

ここまでご説明いたしました各条例の改正内容に伴う予算につきましては、今臨時会上程しております一般会計補正予算（第 3 号）をはじめ、該当する会計の人件費予算に計上してございますので、予算審議につきましてもよろしくお願いいたします。

以上で、議案第 53 号から議案第 55 号までの説明を終わらせていただきます。ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、説明は終わりました。

只今の説明が 1 番に議案第 55 号、2 番に議案第 53 号、3 番目に議案第 54 号ということで説明をいただきましたけど、議案第 53 号からの質疑にしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） では、只今から議案第 53 号の質疑を行います。質疑はありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

質問といたしましては、物価高騰が続いている中で、経済的な先行きが不安が続く中、住民の方への議員報酬を上げるということへの説明を具体的な根拠であるとか、どのようにされるのかということを質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） すみません、もう一回、質問の趣旨をお願いします。

○4 番（相田恵美子君） 議員報酬の引上げは人事院勧告の対象ではないということであり、職員の給与と同時に引き上げるということで、今、私たちは、定数が 2 名減って 10 名になりました、その理由の一つには、議員も痛みを伴うということであったと思うんですね。議員報酬を上げるということで、住民の方からちょっと厳しいご意見をいただいておりますので、この説明をどのように町としていくかということでご質問させていただきます。

○議長（小峰 陽一君） この議案は議員報酬を上げるのではなくて、期末手当だけ上げるんですよね。でいいですね。どうぞ。

○4 番（相田恵美子君） 期末手当も報酬の一部となります。

○議長（小峰 陽一君） 報酬は、条例で決まっているから動かさないといいですね。ですか

ら、期末手当を上げていいかどうかということを確認を取るということでいいですね。

○4番（相田恵美子君） はい、お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答え申し上げます。

議員の特別給である期末手当の引上げに関してということで、住民の方へどのように説明をするのか、その理由として、人事委員会の勧告の対象ではないということということでございます。

先程ご説明の中でも申しあげましたけれども、議員の期末手当については人事委員会の勧告の内容には入ってはおりませんが、過去から近隣の自治体の議員の期末手当の改定状況を見てということで、今回も西多摩郡において各町村において引上げを行うという状況で確認をしております。

そういった中でこちら奥多摩町の議員さんの期末手当についても引上げをさせていただくということがまず第一としてございます。

また、住民の方への説明ということでございますが、この点に関しましては、個別に何かそのために行うという予定はございません。この辺につきましては、議員さんのほうでも議会だより等で住民にお知らせしていただくという手段もございますし、また、ホームページ等を通じて、若干タイムラグはあるかと思えますけれども、会議録のほうも載ってきますので、そちらのほうをご覧くださいという内容でご理解をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、いいですか。

○4番（相田恵美子君） はい、ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、議案第54号の質疑を行います。質疑ありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

特別職の期末手当引上げということですが、それぞれの引上額と引上げ後の支給額を教えてください。

○議長（小峰 陽一君） 総務課長。

○総務課長（山宮 忠仁君） 5番、大澤議員さんからのご質問にお答えいたします。

特別職に関して引上額と引上げ後の支給額についてということでございます。こちらにつきましても、町長、副町長、教育長ということで公職ではありますけれども、個人の収入でもあるということで、本来なかなか個別の金額を申し上げるとするのは、若干気にかかる点もございますが、公職ということでもありますので、ご質問の趣旨に沿ってお答えさせていただきます。

町長につきましては引上額が4万7,624円ということでございます。これによりまして支給額が235万7,378円ということでございます。副町長につきましては引上額が4万1,821円ということで、引上げ後の支給額が207万134円ということでございます。教育長につきましては引上額が3万9,886円、引上げ後の支給額が197万4,386円。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第54号の質疑を終結します。

次に、議案第55号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第55号の質疑を終結します。

次に、只今上程の議案第53号について討論の申込みがありましたので、討論を行います。53号について討論を行います。反対の討論の方、挙手を願います。受付順にお話しします。まず、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、現在の社会情勢に目を向けますと、長引く円安や世界的なエネルギー価格の高騰により、食料費、日用品、光熱費等、生活必需品の物価上昇が続いております。ここ奥多摩町においても多くの町民の皆様が日々生活防衛に懸命に取り組まれ、家計はかつてないほど圧迫されているのが偽らざる現状でございます。

しかるに、本議案は、我々議員の期末手当について、その支給率を現行の1.80か月分から1.85か月分へ引上げ、議員全員が増額となろうとするものであります。

私は、この改定に対し、2つの大きな問題点を指摘せざるを得ません。第1に、手続上の問題であります。以前にも申し上げましたが、本来、議員の報酬額等を改正する際には奥多摩町特別職報酬等審議会に諮問し、その答申を尊重するという慎重な手続が取られるべきであります。しかしながら、今回の期末手当の改定については、同審議会には諮られておりません。たとえ一般職の給料改定に連動した期末手当の支給率変更であったとしても、これは最終的に町民の皆様の貴重な税金を原資とするものであります。

したがって、その改定プロセスにおいては、第三者的な立場の方々の意見を広く聞き、客観的な妥当性を検証するプロセスが不可欠であると考えます。この重要な手続を欠いている点は看過できません。

第2に、町民感情との乖離であります。先程申し上げたとおり、昨今の物価高騰で町民の皆様の生活がこれほどまでに苦しくなっている最中であります。このような現状下において、しかるべき審議会の手続も経ず、我々議員が率先して自らの期末手当を引き上げるという決定に対し、果たして町民の皆様の理解が得られるか、私は大変疑問に思います。

今、我々議会に求められているのは、自らの待遇を改善することではありません。町民の窮状に深く寄り添い、痛みを分かち合い、限られた財源を少しでも町民生活の支援のために振り向けることが町民から負託を受けた議員としての責務ではないでしょうか。

以上、手続の透明性の欠如、そして町民生活の厳しい現状を鑑み、本案には賛成することはできません。議員各位におかれましても賢明なるご判断を賜りますよう強くお願いを申し上げ、反対討論といたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） それでは次に、賛成の討論を行います。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

自分のほうは議案第53号について賛成の立場で討論したいと思います。

我々議員は、議員報酬によって生計を立てています。ところが、特に議員の場合は、任期4年、身分の保障は4年しかありません。しかも手当も報酬以外には出ていません。また、先程からも出ていますけども、報酬の昇給というのものないわけです。そういうことで我々議員の身分というのは、結局不安定であり、また、いろいろな会合等もあるんですが、飲食を伴う会合等の議員としての出席も結構あります。飲酒を伴う場合には、手ぶらで行くわけにはいきませんから、やはり会費ということで出すようなことになると思うんですね。

そういうことで、今回の条例の改正に伴う期末手当の支給額の引上げについては認められてもいいんじゃないかというふうに考えています。そういうことから私は第53号議案

については賛成したいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、53号の反対議員の討論を行います。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

只今上程の議案第53号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本条例改正案は、東京都人事委員会の勧告に基づく職員の例月給、特別給の引上げに連動して、議員の期末手当が1.80か月分から1.85か月分へと0.05か月分引き上げられるというものですが、先程課長のご説明にもありましたように、これで4年連続の引上げです。

今、町民の暮らしは、消費税や社会保険料の高負担、すさまじい物価高騰に深刻な打撃を受けています。とりわけ日常生活に欠かせないものの値段が軒並み上昇していますが、その高騰に対し、賃金や年金が追いついていません。

私の下には、生活が苦しい、助けてほしいという声がいまだかつてないほど寄せられています。町民が長引く物価高の下で苦しんでいる今、町長をはじめとした特別職や議員の期末手当の引上げに町民の理解が得られるとは思えません。手当引上げに使われる税金は福祉や教育、子育て支援など、町民の暮らしを応援する施策にこそ充てるべきだと考えます。

以上、反対の理由を申し上げ、議員の皆様のご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、賛成の議員の討論がありましたらお願いしたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ないようですので、次に、反対の討論について意見をいただきたいと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第5 議案第53号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第54号について討論の申出がありましたので、討論をはじめます。まず反対討論について申込みをした方、手を挙げてください。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

議案第54号 特別職諸職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の討論をいたします。

本条例改正案は、東京都人事委員会の勧告に基づく職員の例月給、特別給の引上げに連動して特別職の期末手当が引き上げられるというものです。

特別職の報酬は、町民の所得水準と比較しても高いものであり、町民の暮らしが厳しさを増している中、特別職の期末手当を増額することに町民の理解は得られないと考え、議案第53号と同じく反対といたします。議員の皆様のご賛同をお願いし、討論といたします。

○議長（小峰 陽一君） 次に、賛成の討論を行います。高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

自分は第54号の賛成の立場で討論したいと思います。

先程の53号と同じように、特別職の職員の方も議員と同じように給料で生計を立てているし、任期がまずあるということもあります。それから、手当は多少は議員とは違うと思うんですが、とにかく責任も、職員の皆さん、それから議員以上に3人の責任というのは非常に重いものがあるかなというふうに思っています。

そういうことで先程の53号と同じように第54号議案についても私は賛成したいと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 次に、反対の討論を行います。反対討論の方、いらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 次に、賛成の討論を行います。賛成討論の方、いらっしゃいませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 以上で、54号の討論を終結します。よって、これより採決します。

日程第6 議案第54号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第55号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。

日程第7 議案第55号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前11時5分から再開します。

午前10時52分休憩

午前11時05分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程第8 議案第56号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）、日程第9 議案第57号 令和7年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第2号）、日程第10 議案第58号 令和7年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第2号）、日程第11 議案第59号 令和7年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第2号）、日程第12 議案第60号 令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、以上5件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第56号から議案第60号までの令和7年度奥多摩町一般会計をはじめとする5会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、内容の詳細につきましては各課長から説明いたしますので、私からは総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第56号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。補正予算書をお開きください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億226万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億703万円とするものでございます。

継続費の補正でございますが、第2条既定の継続費の変更は、「第2表継続費補正」によるもの、町債の補正でございますが、第3条既定の町債の廃止は、「第3表町債補正」によるものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金は、母子家庭等対策総合支援事業費補助金などの増に伴い、242万4,000円を追加し、国庫支出金の計を3億7,763万9,000円に、都支出金は、高齢者見守り推進事業補助金の増、高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金の減などに伴い、228万4,000円を追加し、都支出金の計を26億6,755万5,000円に、繰入金は、庁舎建設基金繰入金などの減に伴い、7,700万円を減額し、繰入金の計を3億5,308万1,000円に、諸収入は2万4,000円を追加し、諸収入の計を5億6,991万2,000円に、町債は3,000万円を減額し、町債の計をゼロとするもので、今回の歳入補正額は1億226万8,000円を減額し、歳入の合計額を74億703万円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

議会費は17万9,000円を追加し、議会費の計を8,410万円に、総務費は、人件費の増及び新庁舎建設工事の減などに伴い、2億118万2,000円を減額し、総務費の計を12億3,605万4,000円に、民生費は、人件費及び過年度国都補助金返還金の増などに伴い、3,138万2,000円を追加し、民生費の計を15億4,067万7,000円に、衛生費は、小丹波西雑排水路浄化施設撤去工事などの増に伴い、1,843万1,000円を追加し、衛生費の計を7億299万3,000円に、農林水産業費は、森林環境整備基金積立金などの増に伴い、808万円を追加し、農林水産業費の計を8億4,606万3,000円に、商工費は19万9,000円を減額し、商工費の計を4億2,126万2,000円に、土木費は、人事異動等による人件費などの増に伴い、2,084万5,000円を追加し、土木費の計を12億4,619万5,000円に、消防費は、消防事務委託費負担金などの増に伴い、568万3,000円を追加し、消防費の計を4億5,110万6,000円に、4ページをご覧ください。教育費は、光熱水費などの増に伴い、1,420万9,000円を追加し、教育費の計を6億8,771万6,000円に、予備費は、予算調整により30万4,000円を追加し、予備費の計を2,091万7,000円とするもので、今回の歳出補正額は1億226万8,000円を減額し、歳出の合計額を74億703万円とするものでございます。

5 ページをご覧ください。第 2 表継続費補正でございます。次の事業で継続費の変更をさせていただきます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、事業名、庁舎建設整備事業で、補正後の額が総額 50 億 8,407 万 6,000 円、年度及び年割額につきましては、令和 7 年度から 9 年度までが変更となり、令和 7 年度 2,300 万円、令和 8 年度 12 億 6,870 万円、令和 9 年度 30 億 2,780 万円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。第 3 表町債補正でございますが、庁舎建設整備事業で 3,000 万円の借入れを予定しておりましたが、これを廃止するものでございます。

以上で、議案第 56 号の説明を終わります。

次に、議案第 57 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正予算につきましては、金額の増減はございません。内容のみの補正予算となります。

2 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

今回の補正は、総務費の利用管理費のうち、一般管理費は人件費の増に伴い、46 万円を追加、事業費は、施設管理用備品の減等に伴い、46 万円を減額するもので、総務費の計及び歳出の合計額については変更はございません。

以上で、議案第 57 号の説明を終わります。

次に、議案第 58 号 令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、今回の補正予算につきましては、金額の増減はございません。内容のみの補正予算となります。

2 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

今回の補正は、総務費のうち、一般管理費は人件費の増に伴い、115 万 6,000 円を追加、利用管理費は、修繕費などの減に伴い、115 万 6,000 円を減額するもので、総務費の計及び歳出の合計額については変更がございません。

以上で、議案第 58 号の説明を終わります。

次に、議案第 59 号 令和 7 年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第 1 条は、総則となります。

第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、

収入の下水道事業収益のうち営業外収益は、多摩島しょ行政手続オンライン化助成補助金の増に伴い、188万7,000円を追加し、下水道事業収益の計を6億4,425万8,000円に、支出の下水道費用のうち営業費用は、修繕費などの増に伴い、330万1,000円を追加し、下水道事業費用の計を5億9,339万5,000円とするものでございます。

第3条予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正するもので、支出の資本的支出のうち建設改良費は、浄化槽設置工事の増に伴い、127万5,000円を追加し、資本的支出の計を3億3,815万1,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。第4条予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予定額、第1号職員給与費2,078万9,000円を2,209万円に改めるものでございます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

次に、議案第60号 令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。補正予算書をご覧ください。

第1条は、総則となります。

第2条予算第2条に定めた業務の予定量のうち、年間患者数入院「7,300人」を「7,050人」に、1日平均患者数入院「20人」を「19.3人」に改め、第3条予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の病院事業収益のうち、医業収益は入院収益の収入見込額の減に伴い、625万6,000円を減額。医業外収益は、高齢者受入れ体制確保事業受託料の増に伴い、943万9,000円を増額するなど、合わせて318万3,000円を追加し、病院事業収益の計を6億668万3,000円に、支出の病院事業費用のうち、医業費用について修繕費などの増に伴い、318万3,000円を追加し、病院事業費用の計を6億668万3,000円とするものでございます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

以上で、議案第50号から議案第60号までの5会計について補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） それでは、議案第56号について各課長から順次所管の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（岡部 優一君） それでは、議案第56号 令和7年度奥多摩町一般会計補正予算（第3号）の内容につきましてご説明いたします。

9ページをご覧ください。歳入でございます。

はじめに、款 14 国庫支出金、項 02 国庫補助金、目 01 総務費国庫補助金、節 01 総務費補助金 81 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の社会保障・税番号制度システム整備費補助金（戸籍システム改修分）に関わる補助金の決定に伴い、新たに計上するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、目 02 民生費国庫補助金、節 02 児童福祉費補助金 161 万円の増額は、子ども食堂推進事業費に係る補助金として母子家庭等対策総合支援事業費補助金の交付を新たに見込むものです。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 15 都支出金です。項 01 都負担金、目 01 民生費都負担金 1 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の特別弔慰金事務費で、郵券代の交付金を見込むものです。

次に、項 02 都補助金、目 02 民生費都補助金 226 万 7,000 円の増額は、内訳といたしまして、節 01 社会福祉費補助金 332 万 5,000 円の増額で、説明欄記載の高齢者施策推進区市町村包括補助事業補助金 2 分の 1 を減額し、新たに高齢者見守り推進事業補助金 3 分の 2 に補助率が引き上げられたことから増額で計上するものです。次の民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業補助金で、詳細は歳出でご説明いたします。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、節 02 児童福祉費補助金 105 万 8,000 円の減額は、内訳として、説明欄記載の高校生等医療費助成事業補助金は、所得制限の撤廃により対象者が増加したことによる補助金 32 万 7,000 円を減額するもので、次の子ども食堂推進事業補助金は、先程ご説明いたしました国庫補助金の母子家庭等対策総合支援事業費補助金の交付を見込み、158 万 9,000 円を減額するもので、次の保育所等物価高騰緊急対策事業補助金は、東京都が区市町村を通じて保育所等に対し補助するもので、対象期間が 12 月 31 日まで延長されたことに伴い、20 万 4,000 円を増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 10 ページをお願いいたします。款 18 繰入金、項 02 基金繰入金では、目 01 財政調整基金繰入金 2,700 万円の減額は、財源不足や事業充当を目的として基金から取り崩していたものを財源調整や事業の実績見込みなどにより戻入れを行うものです。

次の目 06 庁舎建設基金繰入金 5,000 万円の皆減は、新庁舎建設工事の入札不調による事業スケジュールの見直しに伴い、事業費の減額を行うことから、充当予定であった基金の戻入れを行うものです。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 20 諸収入、目 09 雑入 2 万 4,000 円の増額は、説明欄記載の森林館自動販売機を新たに設置したことに伴い、売上げ手数料を新規に計上するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の款 21、項 01 町債、目 01 総務債 3,000 万円の皆減は、第 3 表町債補正で廃止のご説明をいたしましたとおり、新庁舎建設工事の入札不調による事業スケジュールの見直しに伴い、借入れの必要がなくなりましたので、皆減とするものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 11 ページからは歳出予算に入りますが、その前に人件費につきまして総括的に説明させていただきます。大変恐れ入りますが、34 ページの給与費明細書をご覧ください。

人件費は、各事業費の補正予算のうち、節 01 報酬、節 02 給料、節 03 職員手当等及び節 04 共済費に係るもので、これらの人件費につきましては、この給与費明細書によりご説明させていただきます。

34 ページは特別職についての表となります。この表では議案第 53 号及び議案第 54 号でご説明し、ご決定をいただきました特別給の支給割合の改定を主に反映したものとなっております。この表で上段の区分を右側に進んでいただき、中程に給与費の期末手当欄がありますが、そこから最下段にございます比較では、議員で 17 万 9,000 円の増額を、教育長が含まれるその他で 3 万 9,000 円の増額を行い、合計で 21 万 8,000 円の増額を行うもので、括弧内にありますように、年間支給月を 0.05 月分引き上げる内容となっております。また、その他の共済費欄では所要の調整により 9 万円の増額を行い、合計では 30 万 8,000 円の増額補正を行うものでございます。

次のページをご覧ください。一般職における総括表となりますが、この表では議案第 55 号でご説明し、ご決定をいただきました一般職の給与改正条例の反映及び所要の調整による補正を行うものでございます。上段の表におきまして給与費の報酬欄で 159 万 4,000 円、給料欄で 1,375 万 6,000 円、職員手当欄で 2,129 万 8,000 円の増額を行い、共済費欄で 1,051 万 5,000 円の増額を行い、合計で 4,716 万 3,000 円の増額補正を行うものでございます。

なお、職員手当については、下段の内訳表におきまして記載のとおり、扶養手当をはじめとする該当区分で増額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員以外の職員についての表でございます。職員数は 1 名増となり、総括表で説明いたしました人件費のうち、ここでは給与費欄の給料を 1,504 万円を増額し、職員手当を 2,154 万 3,000 円増額し、給与費を 971 万 9,000 円増額するものでございますが、下段の内訳表に記載のとおり、都人事委員会勧告に伴う期

末勤勉手当の引上げや各部署に配置されている職員の勤務状況等に応じて超過勤務手当見込み分を含め、該当する部分で増額するものでございます。

次のページをご覧ください。会計年度任用職員についての表でございます。こちらでは報酬で159万4,000円を増額し、給料で128万4,000円、職員手当で24万5,000円を減額し、共済費で79万6,000円を増額するものでございます。職員手当に含まれる期末勤勉手当につきましては一般職と同様に引き上げるものですが、各部署に配置されている会計年度任用職員の勤務状況の変動等に応じて所要の調整を行うものです。

以上で、人件費に係る給与費明細書の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、11ページにお戻りください。

はじめに、款01議会費でございます。項01議会費、目01議会費、(02)議会運営費17万9,000円の増は、先程給与費明細書でご説明いたしました期末手当を増額するものです。

次に、款02総務費でございます。項01総務管理費、目01一般管理費、(01)一般管理費は619万円の増で、人件費は所要の調整によるもので、次の節12委託料100万円の皆増は、会計年度任用職員に係る年末調整業務委託を新たに計上するものですが、会計年度任用職員の年末調整事務を担当職員のみで対応することが困難となっている状況から、当該予算を計上させていただくものです。

次の目03、(01)広報費43万5,000円の増は、人件費は所要の調整によるもので、次の節08旅費3万5,000円の増は、次のページにかけまして説明欄記載のパートタイム会計年度任用職員の費用弁償を増額するものです。

○企画財政課長(杉山 直也君) 次の目06、事業(01)財産管理費50万円の増額は、内訳として、節10需用費のうち、修繕費を20万円増額し、次の節12委託料は、説明欄記載の町有財産管理委託を30万円増額するもので、いずれも町有施設や町有地の維持管理費の予算執行残額が僅かとなったため、今後に備え増額するものです。

次の目07企画費、事業(03)庁舎建設整備事業費2億1,600万円の減額は、新庁舎建設工事の入札不調による事業スケジュールの見直しに伴い、事業費の補正を行うものですが、節12委託料では、説明欄記載の新庁舎建設工事発注支援業務委託は、再入札を3月に予定しているため、発注支援業務についても継続して行う必要があることから委託料を増額し、次の新庁舎建設工事監理業務委託は、事業スケジュールの見直しにより今年度に契約を行わないことから皆減とするものです。次の立木伐採搬出等作業委託は、今年度の立木伐採量の精査により減額するものです。

次に、節 14 工事請負費 2 億円の減額は、説明欄記載の新庁舎建設工事について事業スケジュールの見直しに伴い、令和 7 年度の出来高見込みがなく、事業費の支払いが発生しないことから皆減するものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 08 電子計算費、(01) 電子計算管理費 10 万 9,000 円の増は、節 10 需用費において、プリンタートナー等の消耗品を購入するため計上するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次の目 09 地域振興費は 113 万円の増額で、内訳として、事業 (01) コミュニティ施設管理費 100 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の生活館改修費等補助金を増額するものですが、自治会からの補助申請額が当初予算計上額後上回る見通しとなったため増額をさせていただくものです。

13 ページをお願いいたします。事業 (03) 集落支援活動事業費 13 万円の増額は、人件費の調整によるものです。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次の目 11 車両費、(01) 車両管理費 20 万円の増は、節 10 需用費において、庁用車のタイヤを購入するため計上するものです。

○住民課長（岡部 優一君） 次に、項 02 徴税费、目 01、事業 (01) 税務総務費 298 万 6,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

14 ページをご覧ください。次に、項 03、目 01、事業 (01) 戸籍住民基本台帳費 174 万 4,000 円の増額は、人件費の調整によるものですが、節 12 委託料 8 万 2,000 円の増額は、当初予算において説明欄記載の戸籍総合システムクラウドサービス保守委託について、節 13 使用料及び賃借料、説明欄記載の戸籍総合システムクラウドサービス利用料に含めて計上していたため、節 13 使用料及び賃借料を 8 万 2,000 円減額し、計上するものです。

次の目 02、事業 (01) 社会保障・税番号制度費 8 万円の増額、15 ページをご覧ください。次ぎまして、次の項 04 選挙費、目 01、事業 (01) 選挙管理委員会費 99 万 2,000 円の増額及び次の項 06、目 01、事業 (01) 監査委員費 45 万 2,000 円の増額は、いずれも人件費の調整によるものです。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、16 ページをご覧ください。事業 (01) 社会福祉総務費は、財源組替えによるもので、次の事業 (02) 社会福祉委員費 7 万 7,000 円の増額は、令和 4 年度に東京都から民生・児童委員用に配布されたノートパソコンについて、各種ライセンス期間の終了等に伴い回収されるため、新たにノートパソコン 25 台分のリース料 1 か月分を増額する

もので、先程歳入でご説明いたしました民生・児童委員活動デジタル活用特別整備支援事業補助金を充当するものです。

次の事業（06）社会福祉協議会補助事業費 255 万 7,000 円の増額は、都補助金の交付額確定により新たに計上し、返還するものです。

なお、民生費及び衛生費における国・都補助事業に係る返還金は、前年度の国・都補助金負担金の交付額の確定に伴い、当初申請に対し実績が下回り、補助金の受入れ済額が多い場合、その超過した額を返還金として新たに計上し、国または都に対し返還するものであり、複数にわたることから、説明欄記載のとおりとし、補正額等の説明を省略させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次の事業（12）成年後見制度利用支援事業費から事業（13）福祉サービス第三者評価事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（16）国民健康保険事業費は、人件費の調整で、次の目 02 老人福祉費、17 ページをご覧ください。事業（01）高齢者福祉地域支援事業費から 18 ページにかけて事業（10）高齢者外出支援サービス事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（12）高齢者クラブ運営費補助事業費は、財源組替えによるもので、次の事業（14）福祉モノレール等整備事業費から事業（19）生計困難者介護サービス利用者負担額軽減事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（20）介護保険事業費は、人件費の調整で、次の事業（23）筋力向上トレーニング施設事業費 79 万 2,000 円の増額は、節 01 報酬は、人件費の調整で、19 ページをご覧ください。節 22 償還金・利子及び割引料は返還金を新たに計上するもので、次の事業（24）長寿ふれあい食堂推進事業費の増額は、返還金を新たに計上するもので、次の事業（25）認知症地域支援推進事業費 39 万 3,000 円の増額は、節 10 需用費で、説明欄記載の食糧費は、オレンジカフェ開催時の食糧費を増額し、印刷製本費は、チラシ作成代を減額し、光熱水費は、棚沢「来るっく～」の使用見込みにより増額し、節 17 備品購入費は、ファンヒーターを購入するもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の目 03 心身障害者福祉費、事業（08）障害者総合支援事業費 849 万 6,000 円の増額は、節 13 使用料及び賃借料で、説明欄記載の自立支援協議会講演会上演時のDVD使用料を新たに増額し、節 22 償還金・利子及び割引料は返還金とし、新たに計上するもので、20 ページをご覧ください。次の事業（09）障害者医療事業費の増額は、返還金として新

たに計上するもので、次の事業（10）障害者地域生活支援事業費 20 万円の増額は、節 12 委託料で、委託支援事業の利用料が当初の見込みを上回っているため増額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業（02）ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費の増額は、返還金を新たに計上するものです。

次に、事業（06）高校生等医療費助成事業費 32 万 7,000 円の増額は、所得制限の撤廃により対象者が増えることから、説明欄記載の医療費を実績見込みにより増額するものです。

次に、事業（12）子ども食堂推進事業費は、増減はなく、財源組替えによるものです。

次に、目 02 児童措置費、21 ページをご覧ください。事業（01）保育所措置費、節 18 負担金・補助及び交付金 20 万 4,000 円の増額は、保育所等物価高騰緊急対策事業補助金の実施期間が延長されたため増額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料の増額は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（02）児童手当費から目 03 児童健全育成事業費、事業（01）放課後居場所づくり事業費の増額は、節 22 償還金・利子及び割引料において返還金を新たに計上するものです。

次に、目 04 子ども家庭センター事業費、22 ページをご覧ください。事業（01）子ども家庭支援センター事業費 351 万 2,000 円の増額は、内訳として、節 01 報酬から節 04 共済費まで人件費の調整によるもので、節 08 旅費 1 万 2,000 円の増額は、パートタイム会計年度任用職員費用弁償を増額するもので、節 12 委託料 33 万円の増額は、子育て移住定住サイトリニューアル業務委託で、情報発信機能の強化を図るための業務内容を追加するため増額するもので、節 22 償還金・利子及び割引料の増額は、返還金を新たに計上するものです。

次に、項 03 国民年金費、目 01 国民年金総務費、23 ページをご覧ください。事業（01）国民年金総務費 41 万 4,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 次に、款 04 衛生費です。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、事業（01）保健衛生総務費 7 万 8,000 円の増額は、人件費の調整で、次の事業（02）保健福祉センター管理費 16 万円の増額は、節 10 需用費で、保健福祉センター管理用消耗品費を増額し、次の事業（04）古里歯科診療所事業費 5 万 1,000 円の増額は、古里歯科診療所バキューム廃棄処分料を新たに計上し、次の事業（07）犬の登録と予防接

種事業費 1,000 円の増額は、節 10 需用費において、犬の注射済み票の価格改定がありましたため増額するものです。

次に、目 02 予防費、24 ページをご覧ください。事業（02）感染症予防対策事業費から目 03 母子保健事業費、事業（02）妊婦健康診査事業費まで、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金を新たに計上するものです。

次の事業（07）5歳児健康診査事業費 8万 5,000 円の増額は、節 12 委託料で、小児科医臨床心理士の変更に伴い、令和 8 年 2 月実施のすくすく健診に引継ぎに来ていただくための委託料を増額するものです。

次の事業（13）未熟児養育医療事業費 68 万円の増額は、節 19 扶助費で、養育医療費を実績に伴い増額し、節 22 償還金・利子及び割引料は、返還金として新たに計上するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、目 04 環境衛生費 1,445 万 1,000 円の増額のうち、事業（01）環境衛生総務費 164 万 7,000 円の増は、節 02 給料から次のページの節 04 共済費まで、人件費の調整によるものです。

次の事業（03）生活排水対策事業費 1,280 万 4,000 円の増は、節 14 工事請負費において、説明欄記載の小丹波西生活雑排水路浄化施設撤去工事において土中に設計では想定されていないコンクリートなどがあることが判明し、解体撤去に係るボリュームが相当量増加しましたことにより工事請負費を増加するものです。

なお、この工事請負費の増額により予定額が 5,000 万円を超えるため、議会の議決に付すべき契約となりますことから、第 4 回定例会におきまして契約案件として上程させていただき、ご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、項 02 清掃費、目 01、事業（01）清掃総務費 87 万 3,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（大申 清文君） 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 01、事業（01）農業推進協議会費 69 万 1,000 円の増額は、人件費の調整によるもので、次に、目 02 農業総務費、26 ページをご覧ください。事業（02）農作物有害鳥獣対策事業費 37 万 3,000 円の増額は、節 17 備品購入費で、説明欄記載のうち、電気止め刺し器は、サルの大規模捕獲に向けサル駆除用に、小動物用檻は、タヌキ、アナグマ等の捕獲用にそれぞれ新たに計上するものです。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 次に、事業（03）簡易給水施設管理費 37 万 4,000 円

の増額は、節 12 委託料を増額するもので、簡易給水施設 5 施設における緊急点検委託として、雨などによる水源閉塞などに対応するための緊急点検を 2 回見込むものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 03 農業振興費、事業（03）体験農園管理運営事業費 63 万 5,000 円の増額は、内訳として、節 04 共済費は、人件費の調整によるもので、節 12 委託料の 57 万 8,000 円の増額は、説明欄記載の農園施設整備作業委託によるもので、農園で管理する畑周辺の雑木の伐採作業の見込みにより増額するものです。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、項 02 林業費、目 01 林業総務費は 525 万 5,000 円の増額で、内訳として、事業（01）林業総務費 25 万 5,000 円の増額は、人件費の調整によるものです。

次の事業（03）森林環境整備基金費 500 万円の増額は、先程款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 07 企画費、事業（03）庁舎建設整備事業費の節 12 委託料で説明いたしました立木伐採搬出等作業委託の事業費の減額に伴い、充当財源として予定しておりました森林環境譲与税を基金に積み立てるものです。

○観光産業課長（大串 清文君） 次に、目 03 森林費、27 ページをご覧ください。事業（01）森林保全・活用総務費 63 万 2,000 円の増額及び次の事業（02）多摩の森林再生事業費 12 万円の増額は、それぞれ説明欄記載のとおり、町職員及び会計年度任用職員の人件費の調整によるものです。

以上で、款 06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款 07 商工費です。項 02 観光費、目 01、事業（01）観光総務費 219 万 9,000 円の減額は、内訳として、地域おこし協力隊に係る費用として年度当初から採用予定のところ、今月 11 日からの採用となり、来年 3 月までの 5 か月分に必要な人件費等とするため、節 02 給料、28 ページにかけて節 03 職員手当等、節 12 委託料及び節 18 負担金・補助及び交付金をそれぞれ減額し、節 17 備品購入費 20 万円の増は、業務に必要なパソコン 1 台の購入を見込むものです。

なお、当該事業における地域おこし協力隊は、小河内振興財団への人的支援策として、主に山のふるさと村、水と緑のふれあい館お土産売場などでの業務従事を予定し、今年度から新たに計上したものであります。

次に、目 02 観光施設費、事業（02）観光施設整備事業費 200 万円の増額は、説明欄記載の節 12 委託料で、もえぎの湯源泉掘削調査業務委託を新たに計上するもので、この夏以来、第 1、第 2 源泉共湯量が下げ止まっており、9 月以降、足湯を一時休止としておりますが、今後の対応に向けて指定管理者と検討するための調査に係る費用を見込むもので

あります。

以上で、款 07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款 08 土木費です。項 01 土木管理費、目 01、事業（01）土木総務費 1,821 万 5,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費まで、それぞれ増額するもので、人件費の調整によるものです。

次に、29 ページをお願いいたします。項 02 道路橋梁費、目 02 道路新設改良費、事業（01）都補助道路新設改良事業費 35 万円の増額は、節 21 補償・補填及び賠償金を増額するもので、物件調査の成果に基づき、説明欄記載の竹の平中線物件調査費は、所有者 3 名に係る立木補償費を 18 万円増額し、次の川井神塚東線物件調査費につきましても所有者 3 名に係る立木補償費として 17 万円増額するものです。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 次に、項 04 住宅費、目 01 住宅管理費、事業（01）若者定住推進事業費 228 万円の増額は、説明欄記載の大丹波南平の定住対策用地造成工事において擁壁設置箇所地盤の弱い箇所があるため、地盤の安定対策に係る費用を増額し、次の造成附帯工事は、水道管の切り回し、既存石積み補修に係る費用を計上するものです。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（山宮 忠仁君） 次は款 09 消防費です。項 01 消防費、目 01、（01）常備消防費 476 万 6,000 円の増は、節 18 負担金・補助及び交付金において、説明欄記載の消防事務委託費負担金を増額するもので、これは東京都への負担金額が確定したことによるものです。

次の目 02 非常備消防費、（01）非常備消防総務費 48 万円の増は、人件費については所要の調整を行い、次のページにかけまして（02）消防団費 43 万 7,000 円の増は、節 17 備品購入費において、説明欄記載の消防用ホースは、単価の上昇に伴い増額するもので、次の消火栓開閉器は地下式消火栓に対応するもので、各分団に配属するものです。

以上で、款 09 消防費の説明を終わります。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 02 事務局費 270 万 2,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費は、人件費の調整によるものです。

次に、項 02 小学校費、目 01 学校管理費 100 万 7,000 円の増額は、事業（01）小学校管理費、節 10 需用費は、古里小学校プール排水制御器を修繕するものです。

31 ページをお願いいたします。事業（02）古里小学校管理費、節 10 需用費は、電気料、水道料を実績により見込むものです。

次に、項 03 中学校費、目 01 学校管理費 20 万円の増額は、節 10 需用費で、電気料を実績により見込むもので、目 02 教育振興費 27 万 1,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の校外学習補助金について貸切りバス料金を計上するものです。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 171 万 2,000 円の増額は、節 10 需用費、光熱水費は、電気料を実績で見込み、修繕費は、衣服等の消毒保管庫の修繕によるもので、節 17 備品購入費は、老朽化した I H調理器が漏電等のおそれがあるため、新たに I H調理器を購入するものです。

32 ページをお願いいたします。項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 271 万 1,000 円の増額は、節 02 給料から節 04 共済費は、人件費の調整によるものです。

目 03 文化財保護費 100 万円の増額は、説明欄記載の文化財保存事業費補助金について原及び川野の獅子舞衣装更新に伴うものです。

目 04 水と緑のふれあい館事業費、(01) 水と緑のふれあい館運営事業費 427 万 4,000 円の増額は、節 01 報酬から節 04 共済費は人件費の調整、節 10 需用費は、電気料を実績で見込み、節 22 償還金・利子及び割引料は、説明欄記載の過年度分委託金を東京都へ返還するものです。

目 07 森林館費、(01) 森林館事業費 33 万 2,000 円の増額は、節 10 需用費、光熱水費は、電気料を実績で見込み、修繕費は、消防設備、非常警報器具及び設備の修繕によるものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

○企画財政課長（杉山 直也君） 次に、款 14 予備費 30 万 4,000 円の増額は、歳入歳出の予算調整によるものです。

ページが飛びますが 38 ページをご覧ください。継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、5 ページの第 2 表にございます継続費補正の変更を反映したもので、年度別の支出額や進行状況等を表しております。

39 ページをお願いいたします。町債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。こちらにつきましては 6 ページの第 3 表にございます町債補正の廃止を反映し、一般会計における区分ごとの現在高や起債見込額並びに元金償還見込額等を表しておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上をもちまして議案第 56 号 令和 7 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 3 号）の説

明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開します。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 57 号及び議案第 58 号についての説明を求めます。自然公園施設担当課長。

○自然公園施設担当課長（新島 和貴君） 議案第 57 号 令和 7 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明をいたします。

はじめに、本補正予算におきまして歳入についての変更はございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、4 ページをお願いいたします。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 利用管理費、目 01 一般管理費、事業（01）一般管理費 46 万円の増額は、給与等の改定に伴うもので、次に、目 02 事業費、事業（01）事業費 46 万円の減額は、節 10 需用費の光熱水費を実績見込みにより 60 万円増額し、修繕費を 46 万円減額し、節 17 備品購入費を 60 万円減額し、減額分を一般管理費へ充当するものでございます。

次に 5 ページからの給与費の明細書でございますが、給与改定等によるものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第 57 号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 58 号、令和 7 年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

はじめに、本補正予算におきまして歳入についての変更はございませんので、よろしくお願いたします。

それでは、4 ページをお開きください。歳出でございます。

款 01 総務費、項 01 一般管理費、目 01 一般管理費、事業（01）一般管理費 115 万 6,000 円の増額は、給与改定等に伴うもので、次に、項 02 利用管理費、目 01 利用管理費、事業（01）利用管理費の 115 万 6,000 円の減額は、節 10 需用費 80 万 6,000 円の減額、節 12 委託料 35 万円の減額は、実績見込みにより減額し、減額したものを一般管理費へ充当するものでございます。

次に、5ページからの給与費の明細書でございますが、給与改定等によるものですので、説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第58号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第59号について説明を求めます。環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 議案第59号をお開きください。令和7年度奥多摩町下水道事業会計補正予算（第2号）の内容につきましてご説明申し上げます。

3ページをご覧ください。収益的収入の実施計画書でございます。

款1下水道事業収益、項2営業外収益、目7雑収益188万7,000円の増額は、説明欄記載の多摩島しょ行政手続オンライン化助成補助金を増額するものですが、昨年度、当該補助金を活用しましたマンホールポンプ監視システムの維持管理費についても運用開始初年度のみ補助対象となるため、計上するものです。

次に、4ページをご覧ください。収益的支出でございます。

款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費の56万9,000円の増額と目2処理場費の73万2,000円の増額は、どちらも人件費の調整によるものです。

次に、目3浄化槽費200万円の増額ですが、経年劣化等によるブローアの故障、処理水を消毒するための薬筒の摩耗や浄化槽本体の破損等の修繕に対応するため増額をいたします。

次に、5ページをご覧ください。資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目3浄化槽建設改良費127万5,000円の増額ですが、大丹波地区熊沢において新たに浄化槽の設置の希望があることから、浄化槽1基分を増額するものでございます。

次に、6ページの給与費明細書につきましては、実施計画書の支出の人件費の積み上げですので、説明は割愛させていただきます。

次に、7ページから10ページにかけて予定貸借対照表につきましては、今回の補正予算を反映したものですが、説明は割愛させていただきます。

以上で、議案第59号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 次に、議案第60号についての説明を求めます。奥多摩病院事務長。

○病院事務長（岡部 勝君） 議案第60号 令和7年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明いたします。

2ページをお開きください。収益的収支及び支出の実施計画書でございます。

収入を318万3,000円増額するものです。款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院

収益を令和7年度上半期の実績から入院患者数を減で見込み、625万6,000円減額し、項2 医業外収益、目6 その他医業外収益を943万9,000円増額で見込むものです。その他医業外収益の説明欄、高齢者受入れ体制確保事業受託料につきましては、東京都が公益社団法人東京都医師会に事業を委託し、同医師会から受託するものです。事業概要は、65歳以上の入院患者を確実に受け入れるための病床を確保することで、病床確保料が委託料として支払われます。奥多摩病院につきましては、毎日2床を確保するものです。

次に、支出を収入と同じく318万3,000円増額するものです。款1 病院事業費用、項1 医業費用、目3 経費を303万3,000円増額します。内訳は、設備等の修繕費を実績及び見込みにより増額するものです。

次に、目6 研究研修費を15万円増額します。内訳は、図書費を医療書籍購入の実績及び見込みにより10万円、旅費を医療従事者の研修旅費の増加を見込み、5万円を増額するものです。

次の3ページから6ページにつきましては、予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第60号の説明は終わりました。

これより質疑を行います。議案第56号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出の質疑をそれぞれ行います。議案第57号から議案第60号までについては、歳入、歳出含め一括して質疑を行います。

では、はじめに議案第56号の歳入の質疑を行います。質疑はありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

森林館のところに自動販売機の収益ということで2万4,000円計上されております。ページが10ページ、すみません、私も見てなくて、10ページです。雑入のところですか。それで自動販売機なんですけど、ある程度の本数が出ないと、多分コカ・コーラさんが入っていたと思うんですけど、撤去されちゃうと思うんですけど、大体どのくらい年間の収益があると、そのまま維持できるものか教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 3番、森田議員のご質問にお答えします。

ページが10ページの款20 諸収入で雑入のところ、森林館の自動販売機の売上げとい

うことで、何本で撤去されるのかというところですか。申し訳ありません、そここのところはまだ確認はしておりません。まだ業者のほうにもそここのところは確認していない状況です。今こちらの売上げは1本につき、売上げの16%が収入として上がるような形になっております。まだ撤去という話は出ていないので、申し訳ありません。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

2点ございます。今の10ページの自動販売機のところでございますが、町内でも自動販売機の撤去がいろんなところで撤去されるということがありまして、やはり採算が取れないところだと思うんですけども、特に森林館は室外にある。室外のどれだけの見込みをされているのか。森田議員と同様の意見になってしまうかもしれませんけれども、採算が取れなければ業者も設置しないと思うんですけど、その見込みはあつての設置だったのかということ伺います。

2点目としまして、9ページの款14国庫支出金、項02国庫補助金、目02民生費国庫補助金、説明欄の01児童福祉費補助金161万、子ども食堂推進事業費であります。先程課長のご説明では、同じページの款15都支出金、款02都補助金のところの説明欄の下から2番目、子ども食堂推進事業補助金減のところと組替えというか、都から国に補助金が変わるというご説明でありましたけれども、子ども食堂の内容は変わらないかどうかということ質問させていただきます。

以上2点です。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員さんのご質問にお答えします。

先程の10ページの雑入のところですか。見込みがあるのかということですが、今、コカ・コーラのほうに設置をお願いしたところ、設置していただいたので、見込みがあると。あと、コカ・コーラにした経緯は、日原地区に郵便局、保勝会の事務所と奥にコカ・コーラの自動販売機があるんです。その関係で、間のところでコカ・コーラさんのほうにお願いしまして設置した状況です。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 子育て定住推進課長。

○子育て定住推進課長（河村 寿仁君） 4番、相田議員さんの2点目のご質問にお答えをいたします。

ページが9ページになりまして国庫補助金の目02民生費国庫補助金のうち、節02児童福祉費補助金、こちらの補助金、今回都補助金から国庫補助金のほうに組替えをいたしま

して、子ども食堂の事業の内容は変更ないかというご質問かと思いますが、こちら事業の内容につきましては変更はございません。

子ども食堂の事業につきましては、奥多摩町子ども食堂推進事業補助金交付要綱に基づきまして、実施団体のほうに補助金を交付してございます。今回この補助金の財源として、当初、都補助金のみを見込んでいたんですが、国庫補助金が対象になるということで、東京都のほうから通知等いただきまして財源のほうの組替えをさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

12ページの一番下のところです。コミュニティ施設管理費のところなんです。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員、歳入だけの説明に今決めておりますので、後でやってください。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第56号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第56号の歳出の質疑を行います。質疑はありますか。5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。失礼しました。

12ページ、一番下のところ、コミュニティ施設管理費の生活館の修繕の要望が多くなっているというお話だったんですが、今現在、どこの自治会から要望が上がっていて、どこの自治会の生活館から修繕をはじめるとか予定が分かりましたらお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 5番、大澤議員からのご質問にお答えいたします。

12ページの事業（01）コミュニティ施設管理費の生活館改修費等補助金、こちらの増額に当たりまして自治会から要望が出ているということで、今年度につきましては、現在実施したものというところでは、小河内自治会の留浦生活館が屋根の塗装工事、南氷川自治会が空調設備の改修工事、梅沢自治会が空調設備の改修工事、川井自治会が床の改修工事、境自治会が網戸の張り替え工事ということで現在改修のほうを実施しております。

実施中のものも現在ございます。ここで補正をかけさせていただいた部分につきましては、氷川コミュニティセンターの畳のほうの修繕ということで要望が上がっているんです。

けれども、現状の予算執行残額では足りないというところもございまして、また、今後も数か月ありますので、要望が出てきたときに対応できるようにということで若干の余裕を見させていただいて予算要求はさせていただいてございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

ページ数が24ページ、目03母子保健事業で、(07)5歳児健康診査事業費で、委託先が変わったということで増額になっておりますが、今まで徳洲会さんのほうで健康診査委託をなさっていたと思うんですが、どこに変わったか教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3番森田議員、議員のご質問にお答えいたします。

ページが24ページの5歳児健康診査事業費でございますけれども、先程説明で変更ということで申し上げたんですが、今まで東京西徳洲会病院から先生と臨床心理士の先生に来ていただいたところなんですが、交代でも同じ東京西徳洲会病院から来ていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。1番、榎戸議員。

○1番（榎戸 雄一君） 1番、榎戸です。

ページで言いますと26ページ、款06農林水産業費、上から2番目、目02農作物有害鳥獣対策事業費、説明欄のところで備品購入等で電気止め刺し器と小動物の檻とありますが、昨今クマが随分出ている中で、いろんなところで社会問題になっておりますが、奥多摩でも今年、人的被害が出てクマの檻を設置したと思うんですが、町でどのくらいクマの檻を持っているのか、参考にお聞かせ願えればなと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大申 清文君） 1番、榎戸議員のご質問にお答えいたします。

ページ26ページ、農作物有害鳥獣対策事業費備品費に関連してクマの檻ということでございますが、現状4基、クマ檻については保有をしており、現在そのうち2基は、青梅市内と日の出町で出沒が続いておりますので、都の多摩環境事務所との調整で貸出しを行い、今、町内は2基で運用している状況でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

28 ページです。すみません、後でお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 8 番、宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野です。

28 ページ、真ん中辺、観光施設整備事業費、説明欄のもえぎの湯、温泉掘るのに調査委託費が 200 万ですか。この 200 万はどのような作業をするのか、工事をするのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 8 番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

ページ 28 ページ、観光施設整備事業費委託料の中のもえぎの湯源泉掘削調査業務委託でございます。こちら現状、第 1、第 2 源泉が指定管理である奥多摩総合開発、担当部長ともやり取りをしているところでございますが、雨量が雨不足の状況もあるのか、その辺りこれというような原因がまだ分からない状況であるんですけれども、まずはその第 1、第 2 の状況について改めての調査という形と、第 1、第 2 の状況が厳しいということであれば、新たなところも含めるのか、それに向けての予備調査といいますか、検討に向けての調査という形でございます。雨量が回復すれば戻ってくるのか、あと自然要因もありますので、慎重に検討を進めていきたいという状況でございます。

○議長（小峰 陽一君） 5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

16 ページの上から 2 段目の社会福祉費のところなんです、民生委員さんのノートパソコンということなんです、民生委員さんはどういうふうな使い方をされているのかなというところをお伺いしたいのと、もう一点、28 ページの商工費、地域おこし協力隊の新たに 1 名ということなんです、どういう方か、ご説明をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページが 16 ページ、事業（02）社会福祉費、民生・児童委員用のノートパソコンの使い方のご質問でございます。

基本的には毎月定例会ということで民生委員さんが集まっていただく機会がございます。その会議の資料などを、そのパソコンの中に格納したり、あとはいろいろ研修等もございますので、そうした研修などにも使っていくというような使い方でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 5番、大澤議員の2点目のご質問にお答えいたします。

ページ 28 ページ、事業（01）観光総務費の中の地域おこし協力隊でございますが、12月広報で改めて町民皆様にもお知らせをさせていただきますけれども、20代女性の方で23区内から当町に移住をいただき、地域おこし協力隊ということで今回小河内振興財団で業務に従事いただくものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

先程民生委員さんのほうの使い方としてLINEWORKSとか入れて、民生委員さん同士の情報共有みたいなのはされているんですか。それはない。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

LINEWORKSということで、機能としてはその機能は入っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

ページ数が26で、先程質問がありました電気柵で、クマの檻で4基あるということですが、そのほかに小動物の檻につきましては何基ぐらいあるのか。とにかく動物ですからどこに出るかかわからないような、雲をつかむような話なんですけど、私の近所でもクマが出たということでありまして、結構アナグマだとか、タヌキだとか、そういうのがやぶの中をざわざわ来ると、すごくどきっとしちゃいますので、ちょっと心配で、そういう小動物の檻なんかはどのくらいお持ちでしょうか、お伺いできればと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 8番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

ページ 26 ページ、事業（02）農作物有害鳥獣対策事業費、備品購入費の小動物の檻でございますが、現状26基所有しておりますが、今現在、全て町内各所に設置という形で出払っている状況でございます。今回新たに2基の購入を見込むものでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

先程のページ数 16 ページ、民生委員さんのパソコンなのですが、研修の通知、研修の内容とか資料とかをどのように通信しているんですか。教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 5 番、森田議員のご質問にお答えいたします。

ページが 16 ページ、民生委員さんのパソコンの関係で、研修等でどのような通信をされているかということなのですが、基本的に研修なんかでよくウェブ会議とかやるときにパソコンを使ってやるとかということで、資料の格納というのは、基本的にはうちの福祉係の事務局のほうでそれを東京都とかから来た資料の P D F ファイルを皆さんが共有できる格納先に格納して、皆さんがそこを閲覧するような形で通信をするということにはなりませんけれども。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員。

○3 番（森田 紀子君） タブレットでしたら、パケットとか私たちは入っていると思うんですけど、パソコンの場合、各自ご自宅にある、例えば W i - F i とか使って格納されたものを開くんですか。

○議長（小峰 陽一君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（須崎 洋司君） 3 番、森田議員のご質問にお答えします。

基本的には W i - F i 環境がある場所で、データチャブル型というパソコンにあるんですけども、自宅でも W i - F i 環境があれば使えますし、基本的にはその会議の場が福祉会館でやっているんですけども、福祉会館の W i - F i 環境を利用してパソコンを通信してやっているということでございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。4 番、相田議員。

○4 番（相田恵美子君） 4 番、相田です。

2 点ございます。まず 26 ページの先程の榎戸議員と宮野議員のところなんですけど、小動物用檻、先程課長のご説明だと 26 基、檻があるということでした。町内各地に設置しているということなんですけれども、町内各地どのようなところに設置しているのかということが 1 点目です。

2 点目がページ 12 ページ、款 02 総務費、項 01 総務管理費、目 09 地域振興費の説明のところの 03 集落支援活動事業費のところです。集落支援員、今年度から導入されました。しかし、どのようなことをされているのかというのがなかなか分かりづらいというか、見えないというお声もお伺いします。今どういう活動をされているのか、具体的にお伺いします。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員、今回予算の審議なんで、状況等の問合せは受け付けません。回答者はどなたでしょうか。観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

ページ26 ページ農作物有害鳥獣対策事業費、小動物用の檻でございます。先程26基と宮野議員のご質問にお答えする中で、町内各所を具体的にということでございます。手持ちの資料で、すみません、古里地域、氷川地域、小河内地域という形でご理解いただきたいと存じますが、主に氷川地域で20前後の設置でございます。そのほかが古里、小河内という状況でございます。ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。9番、高橋議員。

○9番（高橋 邦男君） 9番、高橋です。

先程失礼しました。先程宮野議員が質問したところだったんで、そちらのほうはいいんですけど、別なところで質問させていただきます。12ページです。庁舎建設整備事業費の中で、先程の説明で立木の伐採搬出等作業委託減、伐採量の調整と聞こえたんですけど、量を減らすのか。それとも、ちょっと聞き間違いだったかもしれないんで、もしかしてその伐採の時期を延期するのかなど。その辺を説明をお願いします。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（杉山 直也君） 9番、高橋議員からのご質問にお答えいたします。

12ページの庁舎建設整備事業費委託料の中の立木伐採搬出等作業委託という中で伐採量、または時期の問題というところでもう少し詳しくというお話かと思えます。時期の問題も当然、事業スケジュールが後ろ倒しになりましたので、その辺りの調整が出ているのは事実でございます。

また、当初、立木伐採搬出作業委託ということで、川乗の町有地の立木のほうを庁舎建設の木材に使いたいということで考えていたところでもありますけれども、今までの庁内の環境整備との打合せの中で、実は西川の林道の開設工事をやっております、ここ数年続けてやらせていただいているところなんですけれども、そちらの開設に当たって伐採した木を横ぶせをずっとして、そのまま放置というような形で今までやっていたというところで、町の保有林ではないんですけれども、町内の立木には変わらないということで、その活用されていない立木を使ったらどうだろうとかいうことで、それも事業費の削減にも繋がるということで、そちらの西川の林道開設事業で伐採した木を、ヒノキになるんですけども、そちらを使っていきたいということで、当初の川乗の町有林だけではなくて、そういった有効活用という考え方で、そちらの木を使うと。当然これは民間の方の所有林

なんですけれども、そこは補償と承諾させていただいて、庁舎建設事業の事業に使うということも承諾いただいておりますので、有効活用という面でそちらを使わせていただきたいというふうに考えてございます。そちらが大体 150 本ぐらい考えてございます。

川乗の町有林のほうは杉のほうがあるんですけども、そちらのほう今年度、これからになりますけれども、契約をさせていただいて、15 本ほど切らしていただくんですけども、切った後に 4 m にまた再度活用できるように切りますので、実際には 30 本から 40 本ぐらい取れるのではないかとということで考えてございます。

そういった意味で、全体の事業費が当初 800 万円取ってございましたけれども、500 万円今回減額をさせていただいて、300 万円の事業費の中でそういった伐採の部分だとか、西川からの林道の開設工事で切った木を 9 月の補正予算でご審議いただいた保管場所、小河内と小菅村のほうに借りることができましたので、そちらまで運搬・搬出をする費用を見込みまして 300 万円で現在見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。3 番、森田議員。

○3 番（森田 紀子君） 3 番、森田です。

ページ数 25 ページ、生活排水対策事業費ということで、小丹波西雑排水路浄化施設撤去工事増ということで、奥多摩町は下水道が敷設されていると思うんですが、こちらは下水道敷設以前の浄化槽を撤去するという工事でよろしかったんでしょうか。教えていただけたらと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 3 番、森田議員のご質問にお答えさせていただきます。

小丹波西雑排水路浄化施設、こちらは下水道が普及される前、各家庭から生活雑排水が直接多摩川に流れておりましたものを浄化する施設で、浄化槽とはまた違いまして、小丹波この小丹波西という、場所とすると、清水建築さんの隣あたり、あと、小丹波東というのは以前、ガソリンスタンドをやっていた手前あたりにありましたが、東につきましては撤去しておりましたが、西につきましては様々問題ありまして、今年度行っているというような状況で、また、先程も説明させていただきましたが、こちら契約案件として来月の 5 日の定例会のほうでご審議していただきたいと思っておりますので、詳細につきましてはそのときにまた説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

ページ数 26 ページの体験農園の管理運営事業費のところなんです、真ん中の委託料のところ、農園施設整備作業委託増で、雑木の伐採にということなんです、こういったところか、教えていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（大串 清文君） 5番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

ページ 26 ページ、事業（03）体験農園管理運営事業費の中の委託料に係る作業の場所でございますけれども、こちら農園が管理します町の海沢倉庫がございますけれども、その山側にある畑の周辺の伐採でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 56 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 56 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 8 議案第 56 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 56 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 57 号の質疑を終結します。

次に、議案第 57 号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 9 議案第 57 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 57 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号の質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 58 号の質疑を終結します。

次に、議案第 58 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 10 議案第 58 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 58 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号の質疑を行います。質疑はありますか。8 番、宮野議員。

○8 番（宮野 亨君） 8 番、宮野でございます。

5 ページの一番下、浄化槽で、説明で設置工事、これ場所はどこか教えていただければお願いしたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 8 番、宮野議員の質問にお答えします。

先程説明では大丹波地区の熊沢と説明させていただきましたが、熊沢のほうで林業を営んでいる会社の事務所の予定となるような、今、更地になっているところがございまして、そこに事務所を建てたいというようなお話がありまして、そこに浄化槽をまず設置して、それから会社が事務所をつくるような流れになってございます。

以上になります。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。5 番、大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

今のところで、町がこれを設置して 127 万 5,000 円出して、その会社の方がまたそれを負担するという形ですか。町が負担するという形。

○議長（小峰 陽一君） 環境担当主幹。

○環境担当主幹（坂本 秀一君） 5 番、大澤議員の質問にお答えします。

この大丹波の熊沢という地区は下水道の範囲ではなくて浄化槽、町が設置して、町が管理して、使用者から浄化槽使用料をいただくというようなシステムの地区でございますので、町が設置して町が管理するというところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 59 号の質疑を終結します。

次に、議案第 59 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 11 議案第 59 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 59 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 60 号の質疑を終結します。

次に、議案第 60 号について討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 12 議案第 60 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 60 号については、原案のとおり可決されました。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、次の会議は 14 時 5 分から再開します。

午後 1 時 50 分休憩

午後 2 時 05 分再開

○副議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

只今休憩中に議長小峰陽一議員から議長の辞職願が提出されました。つきましては、地方自治法第 106 条の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきます。

お諮りします。この際、議長辞職についてを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、議長辞職についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩といたします。

午後 2 時 06 分休憩

午後 2 時 07 分再開

○副議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 1 号の追加 1、日程第 1 議長辞職についてを議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の規定により小峰陽一議員の退席を求めます。

〔7 番 小峰 陽一君 退席〕

○副議長（澤本 幹男君） 事務局長より辞職願を朗読させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、朗読いたします。

令和 7 年 11 月 27 日。奥多摩町議会副議長 澤本幹男殿。奥多摩町議会議長 小峰陽一。辞職願。このたび一身上の都合により、令和 7 年 11 月 27 日をもって議長の職を辞職したので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（澤本 幹男君） 朗読は終わりました。

お諮りします。小峰陽一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、小峰陽一議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

小峰陽一議員の着席を求めます。

〔7 番 小峰 陽一君 着席〕

○副議長（澤本 幹男君） 只今議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(澤本 幹男君) ご異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩といたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

○副議長(澤本 幹男君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1号の追加2、日程第1 議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法は、投票により行います。

これより議長選挙の投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○副議長(澤本 幹男君) 只今の出席議員は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に1番 榎戸雄一議員、2番 伊藤英人議員を指名します。

これより投票用紙を配布させます。

投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(澤本 幹男君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副議長(澤本 幹男君) 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。1番 榎戸雄一議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○副議長(澤本 幹男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(澤本 幹男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。榎戸雄一議員、伊藤英人議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○副議長（澤本 幹男君） それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数 10 票。有効投票 8 票。無効投票 2 票。有効投票中、6 番 澤本幹男 8 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 2 票であります。よって、只今の選挙の結果、私、6 番 澤本幹男が議長に当選をしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（澤本 幹男君） 会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

この際、私から一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

只今の選挙におきまして皆様方のご支援をいただきまして議長に就任いたしました澤本幹男でございます。

この責任の重さを痛感しております。今後は、執行機関であります町当局と議事機関であります町議会のそれぞれの権限を尊重し、協力し、町民の付託に応え、町民皆様が安心して暮らせるように努めてまいりたいと存じます。どうぞご支援、ご協力をお願いして挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

ここで次の議事に入る準備のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 20 分休憩

午後 2 時 22 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

只今議長選挙の結果、副議長が議長に当選しました。このため副議長が欠員となっております。

お諮りします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加することに決定いたしました。

ここで議事運営整理のため暫時休憩いたします。

午後 2 時 23 分休憩

午後 2 時 24 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第1号の追加3、日程第1 副議長の選挙を議題といたします。

選挙の方法は、投票により行います。

これより副議長選挙の投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(澤本 幹男君) 只今の出席議員は10名であります。

次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第30条第2項の規定により、開票立会人に3番 森田紀子議員、4番 相田恵美子議員を指名します。

投票用紙を配布させます。

投票は、単記無記名でお願いします。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(澤本 幹男君) 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。1番 榎戸雄一議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(澤本 幹男君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(澤本 幹男君) 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

続いて、開票を行います。森田紀子議員、相田恵美子議員に立会いをお願いします。

(事務局開票作業)

○議長(澤本 幹男君) それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数10票。有効投票10票。無効投票0票。有効投票中、8番 宮野亨議員6票、5番 大澤由香里議員4票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。よって、只今の選挙の結果、8番 宮野亨議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（澤本 幹男君） 会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、次の会議は午後 2 時 40 分から再開いたします。

午後 2 時 33 分休憩

午後 2 時 40 分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

只今副議長に当選されました宮野亨議員が議場におられますので、本席から会議規則第 31 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

宮野亨議員はこちらに登壇し、副議長当選承諾及び就任の挨拶をお願いいたします。

〔副議長 宮野 亨君 登壇〕

○副議長（宮野 亨君） 只今の選挙におきまして奥多摩町議会の副議長を引き受けさせていただきました宮野亨でございます。

混迷の世の中ではございますが、町民に寄り添い、安心して暮らせるように、また、町政発展のため、微力ではございますが、議長を支え、努めてまいりたいと思います。皆様のご支援、ご指導をお願いして挨拶いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、挨拶は終わりました。

引き続き会議を開きます。

議事日程第 1 号に戻り、日程第 13 常任委員会委員の選任、日程第 14 議会運営委員会委員の選任、以上 2 件を一括して議題とします。

常任委員会委員の選任については、各議員からの希望をいただいておりますが、従前のおおりに、全員の希望を満たすことができなかつたことをご了承願います。

それでは、委員会条例第 7 条第 1 項の規定による各常任委員会の所属について前正副議長により協議、選出した結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、常任委員会の所属につきましてご報告いたします。

はじめに総務文教常任委員会の委員といたしまして、議席番号順に発表いたします。議席番号 1 番 榎戸雄一議員、4 番 相田恵美子議員、5 番 大澤由香里議員、7 番 小峰陽一議員、8 番 宮野亨議員。

以上でございます。

続きまして、経済厚生常任委員会の委員につきまして、同じく議席番号順に発表いたします。議席番号2番 伊藤英人議員、3番 森田紀子議員、6番 澤本幹男議員、9番 高橋邦男議員、10番 原島幸次議員。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、事務局長の報告は終わりました。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、只今の報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任については、事務局長の報告のとおり選任することに決定いたしました。

なお、就任日は12月1日付となりますので、ご承知おきください。

次に、議会運営委員会委員の選任について、委員会条例第7条第1項の規定による議会運営委員会の所属について前正副議長により協議、選出した結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、議会運営委員会につきまして議席番号順に発表いたします。議席番号4番 相田恵美子議員、5番 大澤由香里議員、7番 小峰陽一議員、8番 宮野亨議員、10番 原島幸次議員。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上で、事務局長の報告は終わりました。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、只今の報告のとおり選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（澤本 幹男君） ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の選任については、事務局長の報告のとおり選任することに決定しました。

なお、就任日は12月1日付となりますので、ご承知おきください。

ここで各常任委員会の正副委員長の互選及び議会運営委員会の正副委員長の互選のため休憩とします。再開は、3時00分、ちょうどとします。休憩といたします。

午後2時45分休憩

午後3時00分再開

○議長（澤本 幹男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の正副委員長の互選及び議会運営委員会の正副委員長の互選が終

了しましたので、その結果を事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（原島 保君） それでは、報告をさせていただきます。

はじめに、総務文教常任委員会でございます。委員長に1番 榎戸雄一議員、副委員長に4番 相田恵美子議員。

以上でございます。

続きまして、経済厚生常任委員会でございます。委員長に10番 原島幸次議員、副委員長に2番 伊藤英人議員。

以上でございます。

続きまして、議会運営委員会でございます。委員長に5番、大澤由香里議員、副委員長に4番 相田恵美子議員。

以上でございます。

○議長（澤本 幹男君） 以上のとおり決定いたしました。

只今決定した正副委員長におかれましては、各委員会の円滑な運営にご尽力をいただきますようよろしくお願いいたします。

また、その他各種委員の構成については、議長にご一任いただき、第4回定例会初日に構成一覧表をもってご報告いたしますので、ご承知おきください。

以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。

ここでこれまで2年間にわたり議長としてご尽力をいただきました小峰陽一議員から一言ご挨拶をお願いします。

〔7番 小峰 陽一君 登壇〕

○7番（小峰 陽一君） 皆さん、本日は長時間にわたりましてありがとうございます。

本日、恒例によりまして2年間の議長職を解かせていただきました。この2年間は何をしようかというふうに最初決めたときに、議会も含めて住民の皆さんにあんまり目を向けていないというような気がしました。これは個人の意見です。そんな中で、例えば一般質問の放映をやったり、それから議会だより委員会の方々には積極的にすばらしい議会だよりをつくっていただいて、そんなことで少しでも住民のほうへ目を向けられたのかなというふうな気がして実は満足しています。

これから更に議会放映のほうも新しい庁舎ができるまではちょっと無理かもしれませんが、こちらを目標にしてやるということと、それから、先日、寄居町の議会だよりを見てきましたけど、やはり一生懸命やっていてすばらしいものがあります。

そんなことを参考にしながら、また、議会だより、一般質問の放映が取りあえずは住民

皆さんに目を向けられているところがあると思うので、ぜひそこら辺も皆さん協力して進めていただけたらありがたいと思います。

あと一つは、いろいろ取り決めをしている分の資料がどこに入っているかよくわからなくて、自分でも困るときがあるんですけど、できればそんな資料をそろえたらいいかなというふうに思います。

それをどういう形でやるかというのは皆さんとまた相談しながら考えますが、基本的には基本条例が必要ではないかなというふうに私は考えています。基本条例の中に細則をつくって、それに全部入っていれば、それ一つ見れば何でもルールが分かるというような形にできればというふうに思っています。

ただ、自分でも具体的にできるかどうかというのは別問題で、ちょっと大きな話をしちゃいましたが、ぜひまた皆さんの協力をいただきながら、新しい議長、副議長を盛り立て、議会がもっともっと町民のほうへ目が向けられるような形にしたらいかなというふうに思っています。これからもぜひそんな形でよろしくお願ひしたいと思います。

それと最後に、理事者、それから課長さん皆さん、大分言いたいことを言いましたので、気にされる方がいると思いますが、ぜひ議会であったということでご了承いただきたいと思います。

これからも一生懸命考えて、町のためになるようなことはやっていくつもりでおります。ぜひまたこの2年よろしくお願ひしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（澤本 幹男君） ありがとうございました。大変お疲れさまでございました。

以上をもって令和7年第3回奥多摩町議会臨時会を閉会します。長時間大変ご苦労さまでした。

午後3時13分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員